# 気事業に関係する規定内容の今後の在り方を提言– —労政審部会報告

告は、電力システム改革の進展と影響 働者の憲法上の労働基本権を制約して 働者代表委員は、同法が電気事業の労 気事業に関係する規定内容の今後のあ システム改革に伴い、スト規制法の電 べきだとしている。 通知については、必要な見直しを行う 止している争議行為の行政による解釈 ない」との結論をくだした。一方、禁 が不透明であることなどを理由として、 いるなどとして廃止を主張したが、報 ているスト規制法について、部会の労 電気の供給を停止させることを禁止し などが争議行為として、停電させたり 告をまとめた。電気事業に従事する者 子・明治大学副学長)は二月二日、 の在り方に関する部会」(部会長=勝悦 る争議行為の方法の規制に関する法律 議会の「電気事業及び石炭鉱業におけ り方について検討していた労働政策審 「現時点では存続することでやむを得 売・発電の全面自由化などの電力 報

法により保障されているが、民間労働 団体行動権(争議権)の労働三権が憲 が国では、団結権、 団体交渉権、

かかる、 いる場合がある。 争議行為」について法律で禁止されて 者でも、争議行為のうち「正当でない その一つが、電気事業と石炭鉱業に いわゆるスト規制法 (正式な

> せたりすることを禁じている。 で停電させたり、電気の供給を停止さ 者が争議行為として、スイッチオフ等 業の事業主または電気事業に従事する 律」)で、電気事業関係では、電気事 ける争議行為の方法の規制に関する法 法律名は 「電気事業及び石炭鉱業にお

### 影響 電産ストの停電で国民に多大な

なった。 とともに、同行為が禁じられることと ない争議行為」の範囲が明確にされる 年)にスト規制法が制定され、国民経 およんだとして、翌五三年(昭和二八 国民経済や日常の生活に大きな影響が の賃金闘争で、長期におよぶ電源スト 会社を組織化していた電産は、五二年 ライキ。当時、全国の配電会社と発送 に行われた産別単一組織である電産 のは、一九五二年(昭和二七年)など ないようにするとの観点から、「正当で 済や国民生活に多大な支障を生じさせ (停電スト) を実施。これらによって (日本電気産業労働組合) によるスト 同法がつくられるきっかけになった

組織再編を経て誕生したのが現在の電 力労連を結成。電力労連がいくつかの 組合員からの批判などもあり脱退が相 次ぎ、脱退した組合員らで五四年、電 なお、電産は五二年のストを契機に、

> 力総連 る (一九八一年結成) となってい

上の間、 は八二年(昭和五七年)で、三〇年以 るものの、直近でストが実施されたの 権を確立して春季生活闘争を行ってい 電力総連では原則として毎年、 ストの実績はない。 スト

## 改正電気事業法の附帯決議の要請

検討することが求められたためだ。 四年の通常国会で成立した際に、衆参 り込んだ「改正電気事業法」が二○一 今後のあり方が検討されたのは、政府 らスト規制法の今後のあり方について で、有識者や関係者の意見を聞きなが 両院の委員会における附帯決議のなか 小売業への参入の全面自由化などを盛 施が継続して進められており、電気の において電力システム改革の検討・実 今回、労政審の部会でスト規制法の

より、これが全面自由化される。 者」が独占的に供給している。改正に のは電力量全体の約六〇%で、約四 ○%は電力会社などの「一般電気事業 現在、電気小売が自由化されている また、改正により、電力会社などと

事業者」「小売電気事業者」のように事 なり、改革後は「発電事業者」「送配電 電気事業」と「特定規模電気事業」と 新規参入事業者を区分していた「一般 いう電気事業類型が廃止されることに

> 改正法は二〇一六年の施行が予定され 社などが公平に利用できるようになる 電力会社が運用している送配電網を、 部分を担っている送配電事業について れにより、現行は一般電気事業者が大 業の特性に応じて参入規制を課す。 新規参入の再生可能エネルギー発電会 中立化が促されることになり、既存の

的分離後にどこの会社に労働組合がで 環境が不安定になるのではないか」「法 事業者が参入することによって、労働 関係の観点からは、「発電部門に様々な もに、部会の公益委員の意見)との見 今後に向けて不安なところがある」(と き、どのように組織化されていくのか。 方がある。 ただ、こうした改革に対して、

#### 規制法は正当でない争議防 止

が

電力システム改革の影響 係の整理②電気の安定供給と特殊性③ 向性について結論を出した。 ①労働基本権の保障とスト規制法の関 つの観点を柱にして議論し、 今回の部会の検討では、最終的に、 ーという三 今後の方

ち争議権については、全ての争議行為 働者に団結権・団体交渉権・団体行動 間の対等な交渉を促進するために、労 理については、「憲法第二八条は、労使 基本権の保障とスト規制法の関係の整 に保障が及ぶわけではなく、主体・目 (争議権) を保障している。このう 最終報告の中身をみていくと、

トピックス

をあらためて確認した。 と、その位置づけものとされている」と、その位置づけた別はは、電気事業等において争議ト規制法は、電気事業等において争議ト規制法は、電気事業等において争議ト規制法は、電気事業等において争議ト規制法は、電気事業等において争議ト規制法は、電気事業等において発達が及ぶと認められる場合にのみ、保障が及ぶと認められる場合にのみ、保障が及ぶと認められる場合にのみ、保障が及ぶと認められる場合にある。

公益事業で争議行為によって国民経済に多大な支障が生じるときに内閣総済に多大な支障が生じるときに内閣総おける緊急調整とスト規制法との関係についても言及。「いずれも国民生活についても言及。「いずれも国民生活についても言及。「いずれも国民生活はで共通」するとしながら、スト規制法は正当でない争議行為を制限する点で共通」するとしながら、スト規制法は正当でない争議行為も含めて一定期間禁止し、労働争議の調整・解決を狙いとする点で異なると記述し、二つの法律の違いを整理した。

### 争議可能性の高まりには強い不安

二番目の議論の柱である電気の安定 に関しては、スト規制法の制定時 と比較して、今日では「電気は、常時 と比較して、今日では「電気は、常時 となったと主張し、「停電等が消費者や のとなっている」と指摘した。

た直後である国民の立場からすると、た直後である国民の立場からすると、東日本大震災後に計画停電等を経験しいに向上している」と指摘。しかし、とによって電気供給の安定性は「飛躍と供給への使命感を持って事業を推進定供給への使命感を持って事業を推進を供給への使命感を持って事業を推進

示した。 示されるものと思われる」との見方を 増すことに対しては、強い不安の念が 「争議行為による停電発生の可能性が

### 労使関係は安定だが今後は不透明

は困難である」と結論づけた。 こつ目の議論の柱である電力システ る労使関係③電気事業の業務――の三 る労使関係③電気事業の業務――の三 が、電気事業者間の競争環境について、 が、電気事業者間の競争環境について、 が、電気事業者間の競争環境について、 が、電気事業者間の競争環境について、 が、電気事業者間の競争環境について、 が、電気事業者間の競争環境について、 を必ず後はスト規制法の対象となる発電 ものの、「競争環境が大きく変わる可能 性もあり、現状で見通しを立てること は困難である」と結論づけた。

次に電気事業における労使関係に与える影響は不透明」としたが、電力システム改革による」としたが、電力システム改革による」としたが、電力システム改革にといては、「現状、労使ともに『安定・成熟している』という認識で一致していが、電力システム改革による」といる。

見が対立しており、こうした状況を反見が対立しており、こうした状況を反きるか否かについて言及。同テーマについては、部会での議論の際に「短いつ能」とする労働者代表委員と、「機械可能」とする労働者代表委員と、「機械期間であれば、非組合員で十分に対応期間であれば、非組合員で十分に対応り、非熟練労働者では容易には代替でり、非熟練労働者では容易には代替でり、非熟練労働者では容易には代替できない」とする使用者代表委員とで意め、非熟練労働者では容易には代替できない」とする時間であれば、部分に対応をしており、こうした状況を反きない対立しており、こうした状況を反きない対立しており、こうした状況を反きない対応をしていては、

。 ただ、今後の電力システム改革に しない」と記述した。 映して報告も「労使の間で見解が一致

ただ。全後の電力シフラム改革にたた。全後の電力シフラム改革におって、発電・送電・変電・配電の法組織の「壁」ができ、現場労働者の知識・経験が一層求められる可能性があるとも言及して、「現時点で非組合員にるとも言及して、「現時点で非組合員による代替が可能と判断するのは困難」との見解を示した。

### 労働側の反対意見を付記

これらの考え方の整理を踏まえながら、スト規制法の今後の方向性について、①電別時点では存続することでやむを得な別時点では存続することでやむを得な別時点では存続することでやむを得ない」と主張。その理由について、①電力需給が逼迫し、供給への不安が残っていること②電力システム改革の進展と影響は不透明であること――の二点をあげた。

事業に限って『電気の正常な供給に直 者の労働基本権を回復するべき」「電気 障害を生ぜしめる行為をしてはならな として、電気の正常な供給を停止する は電気事業に従事する者は、争議行為 あった」ことを付け加えて明記した。 とに配慮し、報告は、労働者代表委員 由が理解できない」などと意見したこ 性が否定され、争議権が制約される理 らない』として、特別法によって正当 接に障害を生ぜしめる行為をしてはな 員が「スト規制法を廃止して電力労働 行為その他電気の正常な供給に直接に から「同法は廃止すべきとの意見が ただ、部会の議論で、労働者代表委 また、報告は、「電気事業の事業主又

> 関する解釈通知(一九五三年・労働次 官通知)について、現在の電気事業の は、 学の電力システム改革等に が見込まれること を踏まえて「必要な見直しを行うべき」 を踏まえて「必要な見直しを行うべき」 を踏まえて「必要な見直しを行うべき」

部会の議論のなかで、解釈通知が示されることで、「本来正当な争議行為まされることで、「本来正当な争議行為まされることで、「本来正当な争議行為まではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」「現在は、中央給電司令所ではないか」との意見があり、公益代表で表質」との意見があり、公益代表で表質からも「普通のストライキをした表質からも「普通のストライキをした表質からも「普通のストライキをした表質からも「普通のストライキをした表表質)との意見があり、公益代表を買からも「普通の大力では関連されている。

い。
「今後、再検討するべき」だと主張し
「今後、再検討するべき」だと主張し
でいては電力システム改革の進展の状
ついては電力システム改革の進展の状

スト規制法の廃止を求めてきた連合 スト規制法の廃止を求めてきた連合 までもない」として、引き続き廃止を までもない」として、引き続き廃止を までもない」として、引き続き廃止を までもない」として、引き続き廃止を ボめていく姿勢を示している。

(調査・解析部)

い」と規定するスト規制法の第二条に